

甲斐市子ども医療費助成金制度のご案内

子ども医療費助成金制度は、0歳～18歳のこどもの通院や入院の際にかかった医療費の自己負担分を助成する制度です。

助成対象者

国民健康保険、社会保険などの健康保険に加入している、0歳～18歳のこども（※）の保護者で、こどもまたは保護者の住所が甲斐市にある方
（※）18歳到達以後の最初の3月31日まで
ただし、婚姻していることは除く

※次のいずれかに該当する方は対象となりません

- ・生活保護を受けている方
- ・重度心身障がい者医療費助成対象の方
- ・ひとり親家庭医療費助成対象の方
- ・児童福祉施設に入所、里親に委託している方
- ・他市町村の医療費助成制度対象の方

助成の内容

保険適用内の通院費、入院費、入院時食事標準負担額を助成します（高額療養費、附加給付金は除く）

※次に該当するものは対象となりません

- ・保険適用外費用（文書料、健康診断、予防接種、入院時差額ベッド代等）
- ・学校内でのケガ等による入通院で、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の給付を受ける場合
- ・交通事故など第三者行為に該当する場合

受給資格者証の交付を受けるには

制度を利用するためには事由（出生・転入等）が発生した日の翌日から15日以内に申請のうえ、受給資格者証の交付を受ける必要があります。（申請窓口は裏面を参照）

受給資格者証の使い方

山梨県内の医療機関を受診するとき、窓口で「こどもの保険情報がわかるもの（※1）」と「子ども医療助成金受給資格者証」を提示すると保険適用内の医療費が窓口無料となります。

（※1）医療機関におけるこどもの保険情報がわかるものについては次のうちいずれかが該当します。

- ①マイナンバーカード（マイナ保険証利用登録が完了している方）
- ②資格確認書（マイナンバーカードを持っていない方や保険証利用登録をしていない方に、保険証の代わりに保険者から交付されます。）
- ③現行保険証（令和7年12月1日まで）

医療機関等で窓口無料とならない場合

次の場合は窓口無料となりませんので、自己負担分をお支払いいただき償還払いの手続きを行ってください。

- ・山梨県外の医療機関を受診したとき
- ・保険情報と受給者資格者証の記載に相違があるとき
- ・入院時食事標準負担額を支払ったとき
- ・治療用装具（補装具・弱視用メガネなど）をつくったとき
- ・加入している保険が国民健康保険組合の方
ただし、次の保険組合に加入の方は窓口無料の対象になります
 - ・山梨県医師国民健康保険組合
 - ・全国歯科医師国民健康保険組合
 - ・全国土木建築国民健康保険組合
 - ・中央建設国民健康保険組合
- ・受給資格者証を提示せずに受診したとき
- ・整骨院や接骨院などで療養を受けたとき



償還払いの申請方法

医療機関等で医療費の自己負担分を支払った場合は、償還払いの申請をしてください

【申請に必要なもの】

- ☐ こども医療費助成金請求書（市役所窓口で配布または市ウェブサイトからダウンロードできます）
- ☐ 領収書の原本
- ☐ 保護者名義の振込口座がわかるもの
- ☐ 保険者からの支払通知（高額療養費等が支給された場合・窓口で全額自己負担した場合）
- ☐ 医師の診断書・指示書（補装具、弱視用メガネなどを購入した場合）

- ・ 償還払いの申請期限は診療月から 2 年以内です
（例：令和 7 年 4 月受診→令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日の間に申請）
- ・ 申請は「個人ごと、月ごと、医療機関ごと」にまとめてください
- ・ 全額自己負担した場合は、加入している保険者から 7 割（8 割）分の払い戻しを受けたあと、残りの 3 割（2 割）分の請求をしてください。
- ・ 自己負担額が月額 21,000 円を超える場合、加入する健康保険へ高額療養費、付加給付金の請求をしてください。高額療養費や付加給付金が支給された場合は、自己負担額からその額を除いた金額を振り込みます。

手続きが必要なとき

事由	手続きが必要なとき	持ち物
新規	こどもが産まれたとき 甲斐市外から引っ越してきたとき	☐ こどもの保険情報がわかるもの(※2)
変更	甲斐市内で引っ越したとき こどもや保護者の氏名が変わったとき	☐ 受給資格者証
	保険証が変わったとき	☐ 受給資格者証 ☐ こどもの保険情報がわかるもの(※2)
喪失	ほかの市町村に引っ越すとき 死亡したとき 生活保護・ひとり親医療・重度医療の対象になったとき	☐ 受給資格者証
再交付	紛失・破損・汚損したとき	☐ 受給資格者証（破損、汚損の場合）

(※2) 市役所におけるこどもの保険情報がわかるものについては次のうちいずれかが該当します。

①マイナポータルでの保険情報確認 ②資格確認書 ③資格情報のお知らせ ④現行保険証(令和 7 年 1 2 月 1 日まで)

- ・ ①は、マイナ保険証利用登録が完了している方のみ可能です。（こどものマイナナンバーカード、暗証番号が必要です）
 - ・ ②は、マイナナンバーカードを持っていない方や保険証利用登録をしていない方に、保険証の代わりに保険者から交付されます。
 - ・ ③は、マイナ保険証利用登録が完了している方に、加入している保険情報をお知らせする書面です。
- 切り取り部分のみでは資格取得年月日が確認できない場合があります。切り取り前の A4 判の書面もお持ちください。

申請窓口・お問い合わせ先

■申請窓口

竜王庁舎 子育て支援課 児童係 （本館 1 階 ②番窓口）
敷島庁舎 市民地域課 市民窓口係 （①番窓口）
双葉庁舎 市民地域課 市民窓口係 （①番窓口）

■お問い合わせ先

〒400-0192 甲斐市篠原 2610 番地
甲斐市役所 子育て健康部 子育て支援課 児童係
TEL 055-278-1692（直通）



ジェネリック
医薬品を利用
しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の有効成分・効能があると国から認められたお薬です。後発品で開発費が抑えられ低価格なので、医療費の抑制につながります。市が支払う医療費は、皆さまが納めた税金から成り立っています。限られた財源を有効に活用できるように、皆さまのご理解ご協力をお願いします。